

(人ろー03)

令和2年9月3日

高等裁判所事務局長 殿

裁判所職員総合研修所事務局長 大田浩司

令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）の  
第2次試験における新型コロナウィルス感染症への対応につ  
いて（事務連絡）

9月下旬から10月上旬に実施を予定している令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）の第2次試験に関して、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に努めるという観点から、地域の状況に留意し、各庁の実情に応じて、第2次試験の実施業務及び同業務を行う人的態勢について検討してください。

なお、各庁での検討に資するために、別紙「令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）の第2次試験における新型コロナウィルス感染症への対応等の工夫例」を作成しましたので、参考にしてください。

(別紙)

令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（C E - 7 2）の  
第2次試験における新型コロナウイルス感染症への対応等の  
工夫例

- 1 試験前日までに、受験者に次の事項を周知する。
  - (1) 試験当日は、感染予防のため、マスクを着用すること。
  - (2) 試験室に手指の消毒液を置くので、入室時に手指を消毒すること。
  - (3) 換気のため、適宜、試験室の窓やドアなどを開けるので、室温の上下に対応できるよう服装には注意すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に感染している可能性がある体調不良者は、受験を控えること。
- 2 口述試験官及び試験担当職員は試験前日及び試験当日の朝に、各自で検温を実施し、試験当日はマスクを着用する。
- 3 受験者同士及び受験者と口述試験官等との間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くように、試験室及び受験者控室の座席を設ける（必要に応じ、受験者と口述試験官との間、口述試験官と口述試験官との間に、飛沫防止用のパーテーションの設置を検討する。）。
- 4 試験前日及び各受験者の試験終了後に試験室等（机、ドアノブ等の共有部分）を消毒する。
- 5 試験室等の入退室時や六法使用時に、受験者が手指を消毒できるよう、試験室等に消毒液を設置する。
- 6 試験の前後において、試験室等及びその付近に受験者が滞留しないようにする。
- 7 試験室等は、適宜、換気を行う。